

## 特定化学物質の取扱量 集計結果(令和2年度 和光市)

物質区分 1: 第1種指定化学物質 2: 第2種指定化学物質 3: 県規則で定める物質

単位: kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	13	アセトニトリル	1	9	720	13	720	0	0
1	53	エチルベンゼン	9	5	240,400	5	0	0	240,400
1	80	キシレン	10	1	1,159,100	2	1,100	0	1,158,000
1	127	クロロホルム	1	9	3,300	10	3,300	0	0
1	186	ジクロロメタン(別名 塩化メチレン)	1	9	2,300	11	2,300	0	0
1	296	1,2,4-トリメチルベンゼン	10	1	764,600	4	600	0	764,000
1	297	1,3,5-トリメチルベンゼン	9	5	125,700	7	0	0	125,700
1	300	トルエン	10	1	2,828,700	1	2,700	0	2,826,000
1	392	ノルマル-ヘキサン	10	1	801,500	3	3,500	0	798,000
1	400	ベンゼン	9	5	153,700	6	0	0	153,700
3	3	イソオクタン	1	9	3,400	9	3,400	0	0
3	35	メタノール	1	9	1,400	12	1,400	0	0
3	41	硫酸(三酸化硫黄を含む)	2	8	5,770	8	5,770	0	0
		合計	—	—	6,090,590	—	24,790	0	6,065,800

※1 取扱量について

取扱量 = 使用量 + 製造量 + 取り扱う量

使用量 : 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 : 事業所において製造した量

取り扱う量: 事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。